

学びを通じたステップアップ支援促進事業委託要項

平成31年3月11日
総合教育政策局長決定
令和2年3月19日
総合教育政策局長一部改正

1. 趣旨

高等学校中途退学者等は、高卒資格を取得(高等学校卒業程度認定試験に合格することや高等学校への再入学を行い、卒業することをいう。以下同じ。)していないことで就職やキャリアアップにおいて不利な立場にあり、高卒資格取得が必要であると認識している者が多い一方で、高校中退者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分ではない。我が国における人口減少・高齢化の一層の進行が見込まれる中、競争力を維持し、持続可能な社会を実現するためにも、家庭の経済事情等にかかわらず、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、一人一人の挑戦と飛躍への「チャンス」を最大化すべく環境を整備する必要がある。

このため、地域の多様な教育資源を効果的に活用し、教育委員会や学校、地域若者サポートステーション、ハローワーク等の関係機関が連携を強化することにより、高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制の構築を促進し、全ての者が活躍できる一億総活躍社会の実現の促進を図る。

2. 委託業務の内容

学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、地域の学習施設等を活用した学習相談及び学習支援を、地域の課題や活用できる資源に応じて実施し、モデルを構築する。

- (1) 業務運営委員会の設置・具体的方策の検討
- (2) 学習に関する相談・助言の機会の提供
- (3) 学習支援の実施
- (4) 関係機関との連携体制の整備
- (5) 実践モデルの作成及び普及・啓発
- (6) 本事業の受託団体間における情報・意見交換

3. 業務の委託先

委託先は都道府県、市区町村及び民間団体(実行委員会等の任意団体を含む。)を委託先とする。

ただし、任意団体については、次の全ての要件を満たすものに限る。

- (1) 定款、寄付行為又は類する規約等を有すること
- (2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し、監査するなど会計組織を有すること
- (4) 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託を受けた日から同年度の3月12日までとする。

5. 委託手続

- (1) 業務の委託を受けようとするときは、業務計画書(様式1)を文部科学省に提出すること(再委託しようとする場合は、本要項10に定める様式2を併せて提出すること。)
- (2) 文部科学省は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、当該団体に対し業務を委託する。

6. 業務完了の報告

委託先は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む。)は、業務が完了した日から10日を経過した日、又は委託期間満了日のいずれか早い日までに、業務完了報告書(様式4)を作成し、文部科学省に提出しなければならない。

7. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記6により提出された報告書について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

8. 成果報告

- (1) 委託先は、上記7の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の実施による成果物(冊子、資料集等)を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記(1)の成果物のほか、委託先の取組について、事例の提供やヒアリングへの対応等を求める場合がある。

9. 委託経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費(学びを通じたステップアップ支援促進事業委託要領のとおり)を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を上記7(1)による額の確定通知後、委託先の請求に基づき支出する。ただし、委託業務の実施に当たり、文部科学省が必要と認めたときは、委託費の全部又は一部を、業務完了前に委託先の請求に基づき概算払することができる。
- (3) 預貯金の利息が生じた場合、当該利息は本委託業務を遂行するために必要な経費に充当しなければならない。
- (4) 委託先においては適切に監査を行い、委託費の適正な執行に努めること。
- (5) 文部科学省は、委託先が本要項等に違反したとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (6) 委託先は、本委託業務の計画を変更する場合、又は所要経費の費目間流用をする場合は、文部科学省に計画変更承認申請書(様式3)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、経費総額の20%以内の変更の場合はこの限りではない。
- (7) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合、本委託業務の遂行が困難となった場合等は、

速やかに文部科学省に連絡し、指示を受けることとする。

10. 再委託

- (1) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。委託先が再委託を行う場合は、文部科学省と委託先との委託契約の事務手続等に準じて、再委託先との間で同様の手続をとることとする。
- (2) 委託先は、業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、及び再委託金額に関する事項を記載した業務計画書（様式2）を文部科学省に提出し、承認を受けなければならない。再委託の相手方の変更等を行おうとする場合も同様とする（ただし、軽微な変更の場合を除く）。
- (3) 再委託先は、再委託を受けた業務を第三者に委託（再々委託）することはできない。
- (4) 委託先は、業務を再委託する場合、再委託した業務に伴う第三者の行為について、文部科学省に対して全ての責任を負うものとする。

11. 著作権

- (1) 本委託業務の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）については、本委託業務の完了とともに原則として文部科学省に帰属させることとする。
- (2) 上記（1）にかかわらず、文部科学省が必要と認めるときは、委託先は本委託業務完了後も当該著作物を無償で使用することができる。

12. 書類の保管

委託先は、委託費に関する収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省からの請求があった際に速やかに提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本委託業務を実施した翌年度から5年間整理保存することとする。

13. その他

- (1) 文部科学省は、委託先における本委託業務の実施が1に掲げる趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、本委託業務の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、本委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託業務の実施に関して生じた損害は、委託先の負担とする。ただし、委託先の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。
- (6) 委託先は、委託業務の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- (7) 委託先は、本委託業務の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意を

もって取り扱う義務を負うものとする。

(8) 本要項に定めるもののほか、本委託業務の実施に関し必要な事項については、別途定める。

【別紙】

本要項 5 に定める様式：様式 1 (業務計画書)

本要項 6 に定める様式：様式 4 (報告書)

本要項 9 に定める様式：様式 3 (計画変更承認申請書)

本要項 1 0 に定める様式：様式 2 (業務計画書 (再委託に関する事項))